

公益社団法人日本超音波医学会会費規則

(平成4年11月5日制定)
 (平成8年6月6日改正)
 (平成10年7月1日改正)
 (平成14年9月20日改正)
 (平成24年3月30日改正)
 (平成25年4月1日改正)
 (平成27年5月23日改正)
 (平成27年8月7日改正)
 (平成27年10月9日改正)
 (平成28年4月1日改正)

第1条 本会の会費については、本会の定款第7条に定められたことのほかは、この規則による。

第2条 本会の会費は、次のとおりとする。

一	正会員	年額	13,000円
二	シニア会員	年額	11,000円
三	準会員	年額	10,000円
四	学生会員	年額	3,500円
五	賛助会員	年額	1口 40,000円 2口以上

2 功労会員及び名誉会員の会費は、その選考についての承認を得た総会の属する年度当初から無料とし、既に他の種別の会員として納入した会費がある場合には返還する。

第3条 会費の納入は、本会会員の種別、入退会、会費等の取扱い規則第6条、第7条及び第8条による。

2 正会員が満65歳に達した日以降最初の3月31日を経過し、正会員の資格を喪失し、特段の意思表示がなくシニア会員となった場合には、既に支払った正会員の会費はシニア会員の会費に充当するものとする。その他の種別の会員が、シニア会員の要件を満たし、それまでの資格を喪失してシニア会員になった場合も同様とする。

第4条 この規則の改廃は、第2条の規定を除くほかは、規約担当理事の発議に基づき、理事会の決議を得なければならない。

2 第2条の規定の変更は、理事会及び総会の決議を得なければならない。

附 則

この規則は、平成4年11月5日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この規則の改正は、平成8年6月6日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

定款第8条第1項の規定にかかわらず、英文誌の送付を辞退する準会員の会費は、3,000円を免除する。

附 則

この規則の改正は、平成14年9月20日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規則の改正は、平成24年3月30日から施行し、平成23年3月4日から適用する。

附 則

この規則の改正は、平成25年4月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則の改正は、平成27年5月24日から施行し、平成27年5月24日から適用する。

附 則

この規則の改正は、平成27年8月8日から施行し、平成27年8月8日から適用する。

附 則

この規則の改正は、平成27年10月10日から施行し、遡って平成27年5月24日から適用する。

附 則

この規則の改正は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。